

大口町告示第29号

大口町中型バスの管理等に関する要綱を次のように定める。

平成24年3月26日

大口町長 森 進

大口町中型バスの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が所有する中型バスを町の行政上必要な業務及び、公共性又は公益性のある活動を支援するために使用するうえで必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 中型バスは、前条の目的を達成するために次の各号のいずれかに該当するときに使用することができる。

- (1) 町が行政上必要とするときや、学校及び保育園が実施する行事に使用するとき。
- (2) 加盟団体や下部組織を有する補助団体等が、全体行事で使用するとき。全体行事以外での使用についても、加盟団体や下部組織が一定の大会（県大会や地区予選を経て参加する大会）及び町を代表する式典等を使用するとき。
- (3) 大口町まちづくり団体及び大口町NPO団体に登録された団体が、その目的達成のために行う調査、研究及び自主事業に使用するとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めるとき。

(中型バスの運行)

第3条 中型バスの運行は、次に定めるところによる。

- (1) 使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 走行距離は、往復300km以内で、1日を超えない範囲とする。
- (3) 乗車人員は、定員以内とし、最少乗車人員は10人とする。

2 前項によりがたいときは、中型バスを使用する者（以下「使用者」という。）は町長にその理由を申し出、承認を得なければならない。

(運行責任者)

第4条 使用者は、運行責任者を定めるものとする。

(申請)

第5条 使用者は、使用日の10日前（予備日予約を含む）までに中型バス使用許可申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、町長に提

出しなければならない。

2 前項の申請書は、第2条第1号に該当する場合にあっては申請書（公務用）を、第2条第2号から第4号に該当する場合にあっては申請書（団体用）を使用するものとする。

3 前項の申請書の受付開始時期は、第2条第1号、第2号及び第4号に該当する場合にあっては随時とし、同条第3号に該当する場合にあっては使用しようとする日の1月前から町の担当課等の長を経由して行う。

（許可）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、中型バス使用許可書（様式第2）により使用者に通知するものとする。

2 中型バスの使用許可は、申請書の受け順に行う。

（許可の変更）

第7条 使用者は、使用の許可を受けた後、その内容等に変更が生じた場合には、中型バス使用変更届（様式第3）により、直ちに町長に連絡し、指示を受けなければならない。

（許可の取消し）

第8条 町長は、災害の発生、天候の悪化その他特別な事情が生じたときは、使用の許可を取消することができる。

（費用負担）

第9条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 有料道路通行料

(2) 駐車場使用料

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 運行経路、出発・到着時間、現地駐車場等運行計画については、出発前までに行政課長と打ち合わせておき、許可なく変更を行わないこと。ただし、安全運行上支障がある場合は、この限りでない。

(2) 中型バスは、「長さ：8.9m、幅：2.4m、高さ：3.1m」に留意し、現地周辺

道路、駐車場所を事前に会場側と連絡を取り、安全運行の確保に努めること。

(3) 運行責任者は、運転手の指示などにより、責任を持って車や乗員の誘導を行うこと。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

中型バス使用許可申請書（公務用）

年 月 日

大口町長 様

課長名

中型バスを使用したいので、大口町中型バスの使用に関する要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

使用団体名			
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		
使用目的			
出発場所	(出発場所がわかりにくい場合は地図を添付してください。)		
行先、経由地			
雨天の場合	1 決行 2 中止 3 別の行先を設定 ()		
運行責任者		乗車人数	人
緊急時の連絡先	氏名 電話番号		
添付書類	1 行程表（運行経路、出発・到着時間、現地駐車場等） 2 搭乗者名簿 3 その他 ()		

(注) 使用日の10日前（予備日予約を含む）までに提出のこと。

中型バス使用許可申請書（団体用）

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所
氏名
電話

中型バスを使用したいので、大口町中型バスの使用に関する要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

使用団体名		
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	
使用目的		
出発場所	(出発場所がわかりにくい場合は地図を添付してください。)	
行先、経由地		
雨天の場合	1 決行 2 中止 3 別の行先を設定 ()	
運行責任者		乗車人数 人
緊急時の連絡先	氏名	電話番号
添付書類	1 行程表（運行経路、出発・到着時間、現地駐車場等） 2 搭乗者名簿 3 その他 ()	

(注) 使用日の10日前（予備日予約を含む）までに町の担当課等を経由して提出のこと。

担当課等の長の承認
課長

様式第2（第6条関係）

中型バス使用許可書

年 月 日

様

大口町長

年 月 日付けで申請のありました中型バスの使用につきましては、
下記のとおり許可します。

記

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		
使用目的			
出発場所			
行先、経由地			
雨天の場合	1 決行 2 中止 3 別の行先を設定 ()		
運行管理者名		乗車人数	人
緊急時の 連絡先	氏名 電話番号		
その他 注意事項	<p>1 申請内容等に変更が生じた場合には、直ちに町長に連絡し、指示を受けること。</p> <p>2 災害の発生、天候の悪化その他特別な事情が生じたときは、使用の許可を取消すことがある。</p> <p>3 観光での使用及び運行経路（申込み時の行程）以外の所への立ち寄りを行わないこと。</p> <p>4 万一事故等が発生した場合は、直ちに行政課長に連絡を取ること。</p>		

様式第3（第7条関係）

中型バス使用変更届

年 月 日

大口町長 様

使用者

中型バスの使用について、下記のとおり変更します。

記

変 更 内 容	
変更前	
変更後	